

平成 20 年 5 月 19 日

各位

会 社 名 株式会社エス・エム・エス
代 表 者 名 代表取締役社長 諸 藤 周 平
(コード番号：2175 東証マザーズ)
問 合 せ 先 総務部 (連絡先 03-5730-1066)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 19 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更に関して、平成 20 年 6 月 20 日開催予定の第 5 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 定款変更の目的

- (1) 会社法第 165 条第 2 項の規定に従い、機動的な資本政策を遂行できるよう、取締役会決議による自己株式の取得の規定を新設するものであります。(変更案第 7 条)
- (2) 当社株式が、平成 20 年 3 月 13 日をもって、㈱東京証券取引所マザーズへ上場されたことに伴い、証券保管振替機構の株券保管振替制度において取り扱われておりますので、現行定款第 7 条及び第 9 条について所要の変更をおこなうものであります。(変更案第 8 条、第 10 条)
- (3) 株主の権利行使のうち株主提案権の行使の方式等を株式取扱規程に定めるため、文言を追加するものであります。(変更案第 9 条)
- (4) その他全般にわたり、語句の修正、条数の変更、構成の整理などをおこなうものであります。

2 変更内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(自己株式の取得)</u> 第 7 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人) 第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程) 第8条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程) 第9条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、株主提案権行使の手続その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(基準日) 第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 (条文省略)</p>	<p>(基準日) 第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 (現行どおり)</p>
<p>第10条～第21条 (条文省略)</p>	<p>第11条～第22条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。 2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>第23条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第24条～第45条 (現行どおり)</p>
<p>(期末配当金) 第45条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払うことができる。</p>	<p>(期末配当金) 第46条 当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払うことができる。</p>
<p>第46条～第47条 (条文省略)</p>	<p>第47条～第48条 (現行どおり)</p>

3 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 20 年 6 月 20 日 (金)

定款変更の効力発生予定日 平成 20 年 6 月 20 日 (金)

以 上